

ポジティブリスト — 器具・容器包装

食品用の器具・容器包装では、その製造に多くの事業者が関与するため、食品衛生法第 18 条第 3 項（ポジティブリスト）、第 52 条（製造管理）および第 53 条（情報伝達）を合わせた施策をポジティブリスト制度としている。

食品衛生法第 18 条第 3 項の規定に基づき、政令で定める材質（令和 6 年 4 月 1 日時点では、合成樹脂）の原材料に対して、厚生労働大臣が認可した物質以外は原材料として使用してはならないこととされている。ただし、合成樹脂が食品に接触する部分に使用されず、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（食品中濃度として 0.01mg/kg）を超えて溶出し、または浸出して食品に混和しないよう加工されている場合には、ポジティブリストに掲載された物質以外のものも使用可能とされている。使用可能な原材料は、第 3 器具及び容器包装の「別表第 1」として厚生労働省のホームページ*で示されており、これをポジティブリストという。

器具・容器包装のポジティブリストは合成樹脂の主な原材料となる分子量が 1000 以上の重合体（基材）を掲載した第 1 表（21 物質）、基材の物理的又は化学的性質を変化させ、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられる有機低分子物質（添加剤）を掲載した第 2 表（約 840 物質）の 2 つのリストで構成されている。基材については、構成するモノマー等の規定が第 1 表の別紙として示されているほか、第 2 表の物質に対しては該当区分別使用制限が定められており、この量を超えて使用してはならないこととされている。

一方、以下の物質については、ポジティブリストの対象外であり、「別表第 1」に掲載されていなくても使用可能であるが、事業者の責任において安全性の確保を行う必要がある。

- ・合成樹脂以外の材質の原材料に該当する物質（無機物質、天然物等）
- ・器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質
- ・帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質
- ・原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質
- ・最終製品に残存することを意図しない物質

以下のサイトからも情報が得られます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36419.html

（令和 6 年 4 月 1 日以降は消費者庁のホームページに掲載）

（六鹿 元雄）